

人の移動に関する検討グループの設置について

〔平成 22 年 11 月 15 日〕
〔国家戦略担当大臣決定〕

1. 「包括的経済連携に関する基本方針」（平成 22 年 11 月 9 日閣議決定）に基づき、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）に掲げる「雇用・人材戦略」の推進を基本としつつ、国内の人口構造の将来の動向や、国民の雇用への影響、海外からの要請、さらには我が国経済発展及び社会の安定の確保も踏まえながら、看護師・介護福祉士等の海外からの人の移動に関する課題にどう取り組むかについて検討するため、人の移動に関する検討グループ（以下「グループ」という。）を設置する。
2. グループの構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省の政務三役その他関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣府副大臣（国家戦略担当）
構成員	議長が指名する内閣官房副長官、外務副大臣、財務副大臣、厚生労働副大臣及び経済産業副大臣
3. グループの庶務は、内閣官房において処理する。